

第14回研究会における検討事項

第1 バーチャルオンリー型の株主総会の検討（続き）

令和3年6月に改正された産業競争力強化法は、上場会社であること、定款の定めがあることに加えて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を得ることを要件として、場所の定めのないバーチャルオンリー型の株主総会を開催することを認めている。

会社法においてもバーチャルオンリー型の株主総会を開催することができるようにする場合、これまでの本研究会の議論を踏まえ、どのような規律が考えられるか。そのような規律を検討するに当たり、以下の検討事項について、どのように考えるか。

- ハイブリッド出席型の株主総会を含むバーチャル株主総会を実施するための要件の具体的内容
- 招集の決定事項、招集の通知事項及び議事録の記載事項
- 質問や動議の取扱い
- 株主総会の決議の取消しの訴えの特則

また、社債権者集会についても、バーチャル株主総会に関する規律と同様の規律を設けることについて、どのように考えるか。

第2 実質株主確認制度に関する検討（続き）

本研究会において、会社法の観点から実質株主の把握に関する制度の在り方を検討することについて初期的な議論をしたところであるが、制度設計の在り方については、かなりの幅があることが明らかとなった。

個別の論点が多数ある中で（①制度の趣旨、②対象となる株式会社の範囲、③請求することができる情報の範囲、④提供された情報の開示、⑤情報の提供を怠った者への制裁等）、今後の検討の進め方について、どのように考えるか。

第3 指名委員会等設置会社に関する検討

指名委員会等設置会社制度について、見直しを検討すべき事項はあるか。